

## 木更津市伊豆島の林地開発における行政指導を時系列にまとめる

内容がわかる資料一式の行政文書を令和4年4月18日に開示請求 令和4年5月6日に入手し、それをもとにまとめた

日時	行政文書	千葉県の対応
R3.11.11	林地開発行為指導書	現地で調査担当者（県4人）、調査立会者（県森林課、木更津市） 木更津市
R3.11.12	復命書 （前日の報告書）	<b>経緯</b> 木更津市伊豆島で、付近の開発業者から開発行為が行われていると情報提供があった。伐採届が提出されていたが、事前に現地調査をしたところ、0.3ha以上の開発行為を確認したため、事業者を現地に呼び指導を行った。 現場は、〇〇〇〇が残土埋立及び農地造成を目的に林地開発許可をとり、開発した場所で平成27年8月に完了している。 <b>確認内容</b> 記載あり <b>指導内容・聞き取り内容</b> 記載あり <b>今後の対応</b> 記載あり
R3.11.25	相談記録より	所内打ち合わせ行い、現状、違反状態にあるので復旧措置を行うよう指導したところ、内部に持ち帰って検討するという回答だった。
R3.12.21	相談記録より	現場を確認したところ、平場の造成中
R4.1.7	相談記録より	電話と思われるやりとりの記録
R4.1.12	相談記録より	電話でのやりとりの記録 今後の予定 R4.1.25に現地調査をし、どのくらい工事をされているのか確認。
R.1.25	復命書	所内打ち合わせ、および1月の電話対応では、植栽のために平場の造成を行うことわ認めしたが、碎石やコンクリート舗装により平場を造成し、建物の建築も確認された。 <b>今後の対応</b> 違反行為中止勧告書を直接手交し、造成工事の中止および復旧措置計画書の提出を指導する。

R4.1.26	相談記録より	電話と思われるやりとりの記録 2/10の現場立ち合いに同行する件を社長に連絡依頼 今後の予定 違反行為中止等勧告書 →2月10 現地立ち合い。勧告書手交 →違反行為中止等勧告書 →指導に従わなければ、弁明の機会の付与および命令を指導。
R4.2.10	違反行為中止等勧告書	令和4年2月24日までに復旧措置計画書を提出すること
R4.2.10	復命書	勧告書に従わないときは、命令等も検討していることを伝える。 聞き取り内容も記載あり
R4.2.24	復命書	開発目的 資材置き場？ と記載あり 開発行為の内容 建物の建築、台貫の設置、碎石の敷均しコンクリート舗装 0.3ha以上の開発 確認内容 開発行為は中止されず、碎石が5条森林内にも敷き均されていた。 明かな区域の拡大は確認されなかった。 新たに鉄骨を複数差し込み、フェンス設置の準備をしていた。 聞き取り内容、記載あり
R4.3.7	違反行為中止等勧告書	令和4年3月31日までに復旧措置計画書を提出すること (令和4年5月7日に受け取ったことが加筆されていた)
R4.3.7	相談記録	R.2.10の違反行為中止等勧告書を事業者到手渡したものの、期限までに復旧措置計画書の提出、または相談がなく、開発行為は中止されなかったため、改めて勧告書を手交するため、木更津市事業者の打ち合わせに同席した。 1ha以上の開発であることがわかったので、今回は森林法に基づく勧告書である。 指導に従わないと、今後、命令等を行い、最終的には、罰金刑や懲役刑、会社の公表等を行うことになる。代表に勧告書を渡し、3月31日までに対応方法を検討するように。

R4.7.8	林地開発行為等指導書	森林法第10条の2第1項違反 違反行為をただちに注視するよう指導 現地にて 開発行為のあった森林は、復旧措置が必要なため、令和4年7月29日までに復旧措置計画書を提出すること
R4.9.9	違反行為中止等勧告書	令和4年9月27日までに復旧措置計画書を提出するよう勧告
R4.10.6	弁明の機会付与通知書	不利益処分の原因となる事実 法第10条の2第1項違反 地域森林計画対象民有林において、約3.4400ha（令和4年7月8日現地測量）の区域を知事の許可を受けずに土地の形質を変更する行為をおこなっており、市道等への災害又は水害の発生する恐れが極めて大きいため。 弁明の期限 令和4年10月25日17時まで
R4.10.24	弁明書	弁明とその理由の記載あり 添付資料、林地開発行為確認済通知書 平成27年8月6日 千葉県知事鈴木栄治 土地利用計画図 平成25年12月28日作成 土地利用計画図 平成25年2月28日作成 伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書 令和3年7月9日
R4.11.16	弁明書の回答	令和4年10月24日に、弁明書が届いたので、それに対する回答。 添付された「林地開発行為確認済通知書 平成27年8月6日 千葉県知事鈴木栄治」は、平成27年8月6日に開発行為が完了した。新たに開発する場合は、知事の許可が必要。 このことは、すでに、説明済み。 また、地域森林計画対象民有林約3.4400haも知事の許可を受けずに開発しているので、森林法第10条の2第1項違反。
R4.12.21	命令	森林における開発行為の中止 中止命令処分
R5.1.10	相談記録	代表取締役が中部林業事務所に相談にきた際のやりとりの記録。
R5.1.12	相談記録	対応を社内で持ち帰って、相談するということだったので、電話で再度確認 そのやりとりの記録。